

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置

対象税目：法人税（国税）、その他（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）
 ○沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は依然全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、観光産業は、沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、観光産業の振興を図ることは沖縄振興策として極めて重要である。観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を通じて、観光収入向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す必要がある。

当該措置の政策体系における位置づけ
 ○【政策】10. 沖縄政策
 【施策】10. 沖縄振興に関する施策の推進

② 現行制度の概要
 根拠条文：沖縄振興特別措置法第8条、第9条、租税特別措置法第42条の9
 創設年度：平成10年度
 ※県知事認定、主務大臣確認の仕組みの導入等、現行制度となったのは令和4年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

○観光産業の一層の振興を図ることを目的に以下の地域、施設を対象とした税制特例措置の実施。
 ・対象地域：沖縄県全域
 ・対象施設：スポーツレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設
 ①投資税額控除
 ▶控除率：機械装置15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
 ▶取得下限額：機械装置、建物等の合計額が1,000万円超
 ▶事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用
 ②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

減収額	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	金額（百万円） 上段：国税 下段：地方税	53 20	1 102	28 101	18 744	0 242	13 100

（出所）国税：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）
 地方税：沖縄県提供資料

③ アクティビティ
 ○当該措置により、沖縄県内外企業の観光関連施設への投資意欲を高めることで、観光関連施設の高付加価値化を通じて観光収入を更に伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげる。事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、機動的に投資判断を行うことができる当該措置により投資を大きく後押しする。

④ アウトプット	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数 上段：国税 下段：地方税	3 14	1 16	1 9	2 11	0 9	2 9
適用額（百万円） 上段：国税 下段：地方税	53 20	1 102	28 101	18 744	0 242	13 100	

（出所）国税：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）
 地方税：沖縄県提供資料

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○当該措置により、設備投資に係る税負担を軽減することで、沖縄県内外企業の観光関連施設への投資意欲を高める。
⑤ 短期アウトカム	指標：当該措置適用設備投資額 目標値：3.7億円 対象期間：令和4年度（1年間）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○設備投資により観光関連施設の高付加価値化が図られることで観光収入が増加する。
⑥ 中期アウトカム	指標：観光収入額 目標値：7,639億円（令和5年度） 対象期間：令和4年度及び令和5年度（2年間）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○観光収入の増加により、観光関連企業の所得及び当該企業従事者の所得が向上し、一人当たり県民所得が増加する。
⑦ 長期アウトカム	指標：一人当たり県民所得 目標値：244万円（令和6年度） ※新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月、沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値（291万円）を基に、一定の条件下試算したもの 対象期間：令和4年度、令和5年度及び令和6年度（3年間）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
県民所得	最終的な政策目的の具体的な数値のため 出所：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び県民経済計算（沖縄県）
観光収入額	政策目的の達成に関係するデータであるため 出所：観光収入・経済波及効果（沖縄県）
当該措置適用設備投資額及び付加価値額	当該措置がインセンティブとして働いている要素であるため 出所：沖縄県提供資料

●分析手法：設備投資により、企業の生み出す付加価値がどの程度上昇し、観光収入にどの程度寄与しているか、観光収入の増加が一人当たり県民所得にどの程度影響しているかを分析する。
 選定理由：当該措置は、最終的には一人当たり県民所得の向上を目指すものであるため。

○「点検の視点」②（「適用を受ける者（業種・企業規模）や適用額等の分布等の実態を明らかにすべき」）について
令和4年度から実施している主務大臣確認や観光地形成促進措置実施計画に基づく観光地形成促進措置の実施状況報告書から実態把握を行った。

・適用者の傾向

▶令和6年度までに主務大臣確認を行った事業者は、令和4年度0件、令和5年度1件、令和6年度2件の計3件。
資本金の規模を見ると大企業2件、中小企業1件であり、会社規模による税制活用の偏りはない。

・取得資産の傾向

▶結婚式場やテーマパーク、劇場といった様々な施設の取得に活用されており、当該措置は魅力ある観光関連施設の充実に寄与している。
投資額も数千万円から数億円までのものがあり、各事業者が措置実施計画を策定することにより、当該投資に対する付加価値や雇用の増加を予測して投資に関する経営判断を行っている。

○「点検の視点」③（租税特別措置が企業・個人の行動変容に結びついているか等、実態に基づき政策評価を定量的に検証すべき）について

【短期アウトカム】

長期アウトカムを達成するために必要な令和4年度の一人当たり県民所得の値（231万円（※1））を踏まえ、令和4年度の目標指標として設備投資額3.7億円（※2）としていたところ、令和4年度については当該措置適用事業者の設備投資額は0円（※3）であった。

（※1）令和3年度の一人当たり県民所得（224万円）（実績）と、令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（6.7万円）から推計。

（※2）令和4年度に一人当たり県民所得231万円を達成するために必要な令和4年度の目標観光収入額（※4）を推計し、令和6年度の当該措置適用事業者の設備投資額とその投資による観光収入の増加分の比率から、令和4年度の目標観光収入を達成するために必要な令和4年度の目標投資額を算出。

（※3）令和4年度から実施している主務大臣確認制度による確認申請において設備投資額を確認。令和4年度の申請は0件のため当該措置適用事業者の設備投資額は0円とした。

（※4）平成30年度の観光収入と平成30年度の県民所得のうち観光関連企業の企業所得及び雇用者報酬総額（推計）の比率から、一人当たり県民所得の目標額を達成するために必要な令和4年度の観光収入額を推計。（※令和元年度～令和3年度はコロナによる影響が大きいため平成30年度の数値を参照した。）

（※5）なお、当該措置適用設備投資額の各年度の実績は、令和5年度8.3億円、令和6年度1.0億円である。

【中期アウトカム】

令和5年度に一人当たり県民所得237万円（※1）を達成するために、令和5年度に必要な観光収入額を7,639億円（※2）と設定したが、令和5年度の実績は8,507億円であった。

（※1）令和3年度の一人当たり県民所得（224万円）（実績）と、令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（6.7万円）から推計。

（※2）平成30年度の観光収入と平成30年度の県民所得のうち観光関連企業の企業所得及び雇用者報酬総額（推計）の比率から、一人当たり県民所得の目標額を達成するために必要な令和5年度の観光収入額を推計。（※令和元年度～令和3年度はコロナによる影響が大きいため平成30年度の数値を参照した。）

【長期アウトカム】

令和6年度の一人当たり県民所得は、目標値244万円に対して、実績は未確定である。なお、令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約0.6億円であるところ、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○目標である令和4年度の設備投資額3.7億円に対し、実績は0円である。</p> <p>(参考) なお、当該措置適用設備投資額の各年度の実績は、令和5年度8.3億円、令和6年度1.0億円である。</p>	<p>○目標である令和5年度の観光収入額7,639億円に対し、実績は8,507億円である。</p>	<p>○目標である令和6年度の一人当たり県民所得の実績は未確定である。</p>

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	<p>○コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、特に観光産業は緊急事態宣言に伴う移動自粛等による観光客の激減によって大きな影響を受けた。コロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は回復傾向にはあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたものと考えられる。</p> <p>また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないこと、及び制度の周知広報の不足から設備投資が行われなかったと考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>○一人当たり県民所得の最新値データが令和5年度までであるため、現時点では実績値での検証はできない。</p>

③ 政策効果等	<p>○当該措置は、観光関連施設への設備投資の増加、観光収入の増加に寄与していると認められ、また、一人当たり県民所得の増加への寄与も見込まれる。</p>
---------	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>○事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、それらの事業者へ効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。</p>
---------------------------	--

⑤ 見直しの方向性	<p>○沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えていることを考えれば、観光産業は沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、点検を踏まえても当該措置の意義は確認できた。したがって、制度の更なる周知広報を行いつつ、当該措置を継続することが妥当と考える。また、主務大臣確認制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努める。</p>
-----------	---

主担当部局 : 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
 共管担当部局 : 経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課
 観光庁観光地域振興課